

船舶事故等調査報告書

平成26年8月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014那第15号
事故等種類	運航不能（燃料油供給障害）
発生日時	平成26年4月7日 16時00分ごろ
発生場所	沖縄県与那国町与那国島東方沖 与那国町所在の東埼灯台から真方位103°8.0海里付近 （概位 北緯24°25.9′ 東経123°11.1′）
事故等調査の経過	平成26年4月8日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 清八丸、4.9トン ON3-24692（漁船登録番号）、個人所有 第296-11220号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	なし
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、与那国島東方沖を航行中、平成26年4月7日16時00分ごろ、主機が停止し、運航不能となった。 本船は、同乗者が海上保安庁に通報し、付近を航行中の僚船によって沖縄県石垣市石垣港にえい航された。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
その他の事項	主機の燃料油は、燃料油タンクから機関室内の燃料油こし器を経て主機に供給されるようになっていた。 本船は、本インシデント後、機関修理業者による開放点検の結果、燃料油タンク内に堆積していた水分を含んだスラッジが燃料油こし器を閉塞し、主機への燃料供給が途絶したことが確認された。 船長は、平成25年11月に本船を購入後、燃料油タンク及び燃料油こし器の開放点検及び清掃を行っていなかった。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり あり なし 本船は、与那国島東方沖を航行中、主機の燃料油こし器が水分を含んだスラッジによって閉塞し、燃料油の供給が途絶したことから、主機が運転できなくなり、運航不能となったものと考えられる。

	<p>船長は、本船購入後、燃料油系統の点検及び清掃を行っていなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が与那国島東方沖を航行中、主機の燃料油こし器が水分を含んだスラッジによって閉塞し、燃料油の供給が途絶したため、主機が運転できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・定期的に燃料油系統の燃料こし器等の開放点検及び清掃を行うこと。